

## 入院見舞金請求の際には次の事項にご注意ください

1. 1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の間に連続5日間以上の入院をした場合、最高30日間を限度として、入院1日につき2,000円支給されます。

※給付対象は、70歳以上の特別会員または70歳未満で障害者手帳の交付を受けている特別会員です。届出配偶者は該当しません。

※介護保険での入所は対象となりません。

2. 会計年度内に（30日間の範囲において連続5日以上）に転院又は入退院を繰り返した場合は、その都度請求書を提出してください。

※原則として会計年度内請求ですので、できるだけ該当年度の3月31日までに請求書を提出ください。ただし、年度末に入院することもありますので、最終の提出期限を翌年度の5月15日（必着）までとします。

※年度をまたいで入院は3月31日までと4月1日以降が別請求となります。なお、3月31日までの入院分は5月16日以降は請求できなくなりますので、ご注意ください。

3. 入院見舞金請求書の裏面に、入院期間の確認できる領収書等を貼付して提出（コピー可）してください。

70歳未満で障害者手帳の交付を受けている方は、障害者手帳の写しも貼付してください。

※医療機関で入院見舞金請求書の証明欄を書いてもらいますと、文書料を請求される場合が多いですので、できるだけ領収書等を添付して提出してください。

### ※領収書等とは（下記①～③のうち一つを添付）

①領収書—入院期間の明記されているもの

②診断書—退院または入院から30日を経過、あるいは、3月31日までの分で、入院期間が明記されたもの。（生命保険会社等の診断書の写し可）

③退院証明—医療機関または医師の印があるもののみ有効

i 上記以外の書類を添付する場合は、事前に互助会事務局にご相談ください。

ii 領収書の枚数が多い場合は添付漏れにお気をつけください。

iii 領収書等の写しを添付する場合は、全体がはっきり読み取れるようにコピーしてください。

お問い合わせは TEL 088-821-4917 まで

〒780-0850 高知市丸の内1-7-52 高知県教育委員会事務局教職員・福利課内 高知県教職員互助会